

議 案 第 5 号

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校  
薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公  
務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年6月8日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定め  
る政令の改正に準じ、介護補償の額を引き下げるため。

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校  
薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和50年松戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項第1号中「104,730円」を「104,530円」に改め、同項第2号中「56,790円」を「56,720円」に改め、同項第3号中「52,370円」を「52,270円」に改め、同項第4号中「28,400円」を「28,360円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

| 現 行  | 改 正 案  |
|--|--|
| <p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が <u>104,730円</u> を超えるときは <u>104,730円</u>)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,790円</u> 以下である場合に限る。) <u>56,790円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が</p> | <p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が <u>104,530円</u> を超えるときは <u>104,530円</u>)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,720円</u> 以下である場合に限る。) <u>56,720円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が</p> |

52,370円を超えるときは、52,370円)

- (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,400円以下であるときに限る。) 28,400円

52,270円を超えるときは、52,270円)

- (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,360円以下であるときに限る。) 28,360円